

平成27年第2回伊佐市議会定例会

提案理由説明

○ 説明順

- 1 報告第2号～報告第3号（降壇）
- 2 議案第49号～議案第56号（降壇）

平成27年6月3日提出

伊佐市長

平成27年第2回伊佐市議会定例会の開会にあたり、報告2件について説明申し上げます。

報告第2号「平成26年度伊佐市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」について説明申し上げます。

本件につきましては、国体力又一競技準備事業、地方創生推進事業に係る地方版総合戦略の策定及び子育て支援多世代間交流スペースの創設、地域消費喚起・生活支援事業に係る子育て世帯向け商品券交付、汚泥再生処理センター施設整備事業、同事業に係る基本設計業務委託、県費単独補助治山事業、林道費一般、竹林資源活用推進事業、地域消費喚起・生活支援事業に係るプレミアム付商品券の発行、道路維持管理事業、一般管理道路新設改良、過疎債・路線整備事業、辺地債・路線整備事業、社会資本整備総合交付金事業、浸水対策道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、河川維持管理事業、菱刈小学校建替事業、市単独土木災害復旧事業、以上20件の事業の総額14億4,085万5千円のうち13億1,569万5千円を平成27年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

次に、報告第3号「菱刈泉熱開発有限会社経営状況」について説明申し上げます。

第20期事業報告書の1ページをお開きください。当期の概要について説明申し上げます。

平成27年3月末の給湯先件数は、前期末と同じ20件で、給湯量は、前期末より毎分100ℓ減の毎分1,035ℓであります。

次に2ページの、貸借対照表について説明申し上げます。まず、資産の部は、流動資産に預金457万7,433円及び売掛

金 3 万 6, 000 円の合計 461 万 3, 433 円となります。負債及び資本の部については、流動負債に未払費用 20 万円及び未払法人税等 11 万 1, 600 円、資本金に 300 万円、当期利益に 130 万 1, 833 円の合計 461 万 3, 433 円であります。

次に 3 ページの損益計算書について説明申し上げます。営業損益の部の売上高は、旅館等に給湯している湯料で 330 万 1, 800 円であり、これから売上原価 284 万 9, 331 円及び一般管理費 26 万 277 円を差し引いた営業損益は 19 万 2, 192 円の黒字となっております。この営業損益に営業外収益を加えた経常利益は 19 万 3, 088 円となり、これから法人税及び住民税等 11 万 1, 600 円を差し引いた当期利益は 8 万 1, 488 円になりまして、前期繰越損益を加えた当期未処分利益は、130 万 1, 833 円であります。

次に 4 ページの株主資本等変動計算書について説明申し上げます。資本金は、伊佐市と菱刈鉱山が 30 株ずつの計 60 株保有しております。一株 5 万円であります。

利益剰余金の当期末残高は 130 万 1, 833 円、株主資本合計及び純資産の当期末残高は、430 万 1, 833 円となります。

次に、第 21 期事業計画書について説明申し上げます。売上高は 318 万 2, 000 円を見込んでおります。原価計は 256 万 5, 000 円、一般管理費は 31 万 1, 000 円、経常利益は 30 万 6, 000 円となり、法人税及び住民税等 14 万 5, 000 円を差し引いた当期利益は 16 万 1, 000 円を見込んでおります。

以上で報告 2 件の説明を終わります。

— 降 壇 —

議案第49号『専決処分の承認を求めること』について説明申し上げます。

これは、「平成27年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとして、5月20日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、平成26年度の予算執行において会計年度経過後に歳入が歳出に対して不足しましたので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、その歳入不足額を平成27年度の財源をもって充当するため、前年度繰上充用金1億1,800万円を追加する措置を講じたものであります。

その結果、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,800万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ49億2,600万円とするものであります。

次に、議案第50号『平成27年度伊佐市一般会計補正予算（第3号）』について説明申し上げます。

今回の補正の主な内容について歳出から順次説明申し上げます。

総務費については、西之表市・伊佐市学童疎開戦後70年記念誌作成に要する経費を新たに措置し、魅力ある高校づくり及びコミュニティ助成に係る補助金に追加の措置を講じております。

民生費については、簡易水道事業特別会計への繰出金に追加の措置を講じ、介護保険料の軽減に要する経費についても繰出しの措置を講じております。

衛生費については、布計鉱山鉱害防止工事に要する経費を新たに措置し、農林水産業費では、旧伊佐家畜市場の家畜防疫設備設置に対する補助金を新たに措置し、商工費では、ひしかり交流館浄化槽修繕に要する経費について追加の措置を講じております。

教育費については、小・中・高連携した英語教育強化に係る経費を新たに措置し、労務単価の上昇に伴う学校施設整備に係る経費に追加の措置を講じ、中・高一貫の文化交流事業の実施に要する経費を新たに措置しております。

以上、歳出について説明いたしましたが、これらの財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,448万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億7,447万円とするものであります。

次に、議案第51号『平成27年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）』について説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険料の軽減に伴う措置として歳入予算の科目間の調整を行うものであります。内容としましては、介護保険料を減額し、同額を一般会計繰入金で措置するものであります。

歳入歳出予算において金額の増減はございません。

次に、議案第52号『平成27年度伊佐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）』について説明申し上げます。

今回の補正は、富士・松木原地区の水道配水管整備に係る基本設計に要する経費について新たに措置しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ744万円とするものであります。

次に議案第53号『伊佐市介護保険条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、第1号被保険者のうち所得の低い第1段階の被保険者に係る保険料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号『伊佐市水道事業の設置等に関する条例及び伊佐市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部を改正する条例の制定』について説明申し上げます。

本件につきましては、湯之尾地区簡易水道事業及び本城地区簡易水道事業を中央地区簡易水道事業の給水区域として統合するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号『工事請負契約の締結について』について説明申し上げます。

本件につきましては、伊佐市新衛生センターを建設するため総合評価一般競争入札を実施した結果、「クボタ環境サービス・藤井建設 特定建設工事共同企業体」を契約の相手方に決定し、5月18日に26億2,440万円の建設工事請負に係る仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び伊佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議

会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造地下1階・地上2階建て、延べ床面積3,128.56平方メートルの施設を建設するものでございます。

次に、議案第56号『市道路線の変更』について、説明申し上げます。

本件につきましては、平成22年度から社会資本整備総合交付金事業で整備してきました市道「大道・下青木線」の道路改良工事完了に伴い、この路線の終点、延長及び幅員の変更を行い、市道「湯之尾滝公園線」については、湯之尾滝公園への連絡橋である『^{せいりゅうばし}星流橋』の保全が必要であることから、この橋を含めた路線とするため、終点、延長及び幅員の変更を行うものであります。

以上、議案8件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

— 降 壇 —